

# 申込先着順による市有地売却手続きの流れ

## 1 買い受けの申込み（市有地買受申請書の提出）

申込み先着順となります。申込みの際は、市有地買受申請書、誓約書、添付書類等を直接受付窓口（財政課管財係）までお持ちください。「市有地買受申請書」「誓約書」は、受付窓口に請求いただくか、市ホームページからダウンロードいただけます。

## 2 現地説明等

希望により、現地説明を行います。実施日時は、買受申請者と相談のうえ決定します。

## 3 売買契約の締結

- ・全ての事項をご承知のうえ、原則として、買い受けの申請から20日以内に契約締結していただきます。
- ・契約を行う場合、契約と同時に契約保証金として契約代金の100分の10以上に相当する額を、金融機関の窓口にてお支払いいただきます。お支払いには別途納付書をお渡します。（契約保証金は代金に充当することができます。）
- ・契約保証金納付後、契約を締結しない場合又は契約締結後に売買代金の全額が期限までに納入されない場合は、契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属することとなりますのでご注意ください。
- ・契約書は財政課で用意します。（契約書案は、ホームページ等でご確認ください。）
- ・契約書には、実印を押印いただきます。
- ・契約書に貼付する収入印紙は買受者の負担となります。

## 4 売買代金の納入

- ・売買代金と契約保証金との差額を、別途お渡しする納付書により、契約締結の日から原則として2か月以内にお支払いいただきます。
- ・売買代金の納入をもって、所有権が移転することとなります。

## 5 所有権移転登記

- ・売買代金の納入が確認されたら、市にて所有権移転登記を行います。その際の必要な書類として、個人の方は「住民票」、法人の方は「法人登記簿謄本【全部事項証明書】」をご提出いただきます。
- ・登録免許税は買受者の負担となります。（登録免許税額は別途お知らせします。）
- ・所有権移転登記が完了したら、登記識別情報（従前の登記済証）をお渡します。
- ・買受者の受領書の提出をもってすべての手続きは完了です。

## 6 費用負担

一連の手続きを通じてかかる費用は、売買代金（契約保証金を含む）、契約書に貼付する収入印紙代及び登録免許税です。

取得後は別に、不動産取得税、固定資産税・都市計画税等の税金がかかりますのであらかじめご承知おきください。